

国立大学法人宮崎大学と 『包括的連携に関する協定』を 結びました。

5月10日(金)、串間市と国立大学法人宮崎大学(吉沼龍夫学長)は、『包括的連携に関する協定』を締結しました。

これまで、都井岬の野生馬保護や市民病院への医師派遣などの分野で、担当課と大学の学部が個別に連携していました。今後、串間市は総合政策課、宮崎大学は産学・地域連携センターを窓口として、組織的な連携を図り、より強い協力関係を構築し、地域発展を目指していきます。

また宮崎大学においても、串間市全体を第二のキャンパスとして、本市の

串間市と国立大学法人宮崎大学との 包括的連携に関する協定締結調印式



議会からのお知らせ

平成25年第2回臨時市議会が改選されました。正副議長が変わりました。



●副議長=武田浩一
●議長=田上俊光

新しい議会運営を行うことが強く求められています。こういったことか

健勝のこととお喜び申し上げます。このたびの改選により、私ども串間市議会議長並びに副議長に就いたしました。あらためてございさつ申し上げます。

串間市は、来年度は市制施行60周年という、串間市が誕生して還暦の大きな節目の年であります。また、串間市は自立の道を選択して10年目を迎えますが、地域の活力をより一層活かせるような串間市を目指し、知恵と汗を出しながら、行政と一緒にとなつて努力してまいります。

今、地方議会は、組織の自己決定権を尊重し、議会の活性化および公開を図りつつ、市民の皆さんによりますようお願い申し上げ、就任理解が得られるような、開かれた新

市民の皆さんには、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。このたびの改選により、私ども串間市議会議長並びに副議長に就いたしました。あらためてございさつ申し上げます。

串間市は、来年度は市制施行60周年という、串間市が誕生して還暦の大きな節目の年であります。また、串間市は自立の道を選択して10年目を迎えますが、地域の活力をより一層活かせるような串間市を目指し、知恵と汗を出しながら、行政と一緒にとなつて努力してまいります。

さらに、串間市は自立の道を選択して10年目を迎えますが、地域の活力をより一層活かせるような串間市を目指し、知恵と汗を出しながら、行政と一緒にとなつて努力してまいります。

もとより微力ではありますが、市政の伸展と市民福祉の向上のため専心努力いたします所存です。今後ともよろしくご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、就任のあいさついたします。

市議会には定例会と臨時会があり、定例または臨時に期間を決めて開かれます。定例会は、3月・6月・9月、12月の年4回開かれます。会の期間は、約3週間です。臨時議会は、議会を開く必要が生じたときに開かれます。

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威



●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの結論を出します。請願・陳情が採択されると、議長はその旨を市長に送付します。

●議会構成
委員長=中村利春
副委員長=川崎千穂
委員=今江猛、武田政英、
木代幸一、田上俊光
文教厚生常任委員会
委員長=瀬尾俊郎
副委員長=山口直嗣
委員=福添忠義、門田国光、
武田浩一

●産業建設常任委員会
委員長=武田秀一
副委員長=実藤賢次
委員=英聰子、井手明人、
児玉征威、岩下幸良
●議会運営委員会
委員長=木代幸一
副委員長=福添忠義
委員=井手明人、中村利春、
山口直嗣、児玉征威

議会は、市政についての皆さんの要望や意見を請願書・陳情書という形で受理しています(請願書は紹介議員の署名と押印が必要です)。受理された請願・陳情は担当の常任委員会で、その趣旨が妥当であるかどうかを審査します。最終的には本会議で採択か不採択かの